

令和2年6月30日

保護者様

たつの市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関わる登校及び出欠の取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、本市の教育にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

また、臨時休業期間中はもちろんのこと、学校再開後も、お子様の健康及び感染拡大防止のためにご尽力を賜っておりますこと感謝申し上げます。

本市においても、市、市教委、学校が十分な連携を図り、今後も、感染予防の対策を最大限に行い、学校を運営してまいる所存でございます。

つきましては、今後の新型コロナウイルス感染症に関わる児童生徒の出欠について、下記のとおり対応いたします。お子様の健康面などで不安がある場合等は、引き続き、学校へ相談いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国や県の方針や状況に変化があった場合には、変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

1 出席停止として取り扱う場合

- (1) 新型コロナウイルスの感染が判明した場合（治癒するまで）
- (2) 濃厚接触者に特定された場合（保健所から指示された日まで、または感染者と最後に接触した日から起算して2週間）
- (3) 発熱等の風邪の症状がみられ、医師が感染症拡大防止のために自宅休養を指示した場合（医師より登校しても良いと判断されるまで）
- (4) 医療的ケアが必要または基礎疾患のある園児児童生徒の場合、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、主治医や学校医、医療的ケア指導医と相談した結果、登校すべきでないと判断された場合

2 欠席として取り扱う場合

- (1) 通常発熱等、風邪の症状
- (2) 感染が不安で登校しない場合